

## 武雄市こども図書館飲食等施設出店者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、武雄市こども図書館の利用者の便宜を図り、日常的に幅広い世代の人たちが気軽に集まれる交流の場とするため、フードコートの運営を行う事業者を募集します。

### 2 武雄市こども図書館の概要

- (1) 名称等 武雄市こども図書館  
※武雄市図書館に隣接しており、連絡通路にて来館者の往来あり
- (2) 開館時期 平成 29 年 10 月 1 日オープン（予定）
- (3) 所在地 武雄市武雄町大字武雄 5304 番地 1
- (4) 構造・階数 鉄骨造（一部）2 階建
- (5) 面積等 建築面積 614.27 m<sup>2</sup> 延床面積 690.01 m<sup>2</sup>
- (6) 施設概要 1 階 キッズスペース、図書開架スペース、えほんのやま、屋外テラス  
2 階 フードコート、屋外テラス 他
- (7) 施設管理者 指定管理者
- (8) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (9) 休館日 年中無休
- (10) 近隣施設等 観光施設等（武雄の大楠、御船が丘梅林、武雄神社 他）  
商業施設（ゆめタウン様、ダイレックス様 他）  
その他（武雄市文化会館、武雄競輪場、教育施設）

### 3 フードコートの概要

- (1) 位置 こども図書館 2 階
- (2) 面積 ・厨房 約 25 m<sup>2</sup>（占用可）  
・フードコート約 89 m<sup>2</sup>（共用部分）
- (3) 座席数 50 席程度を予定（2 階フードコート 約 30 席、2 階テラス 約 20 席）  
（図書館との共有席で持ち込み飲食物も可能とします）

### 4 営業条件

- (1) 営業形態・営業日時
  - ① 営業形態は、食事の提供、食品、食材等の販売とします。（アルコールの提供は不可とします）
  - ② 営業日時は、こども図書館の開館日、開館時間を考慮し提案してください。
- (2) 営業主体  
営業主体は申込者とし、申込者自身が営業するものとします。
- (3) 指定管理者との連携
  - ① 指定管理者が実施するフードコートを使用するイベント、講座に協力すること。  
（開館前の内覧会等を含む）
  - ② 共有部分の運用については指定管理者と協議すること。

※その他必要な条件については、別紙『武雄市こども図書館飲食等施設仕様書』のとおりとする。

## 5 使用許可条件

### (1) 使用許可期間

使用許可の期間は、市が認めた事前準備に係る日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間とします。

ただし、公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がないと武雄市が判断する場合は、当初武雄市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、1 年ごとに使用許可申請を行うことにより、当初許可から 5 年 6 月を限度に引き続き使用許可を受けることができます。なお、継続して使用許可を受けることを希望しない場合は、許可期間満了の 3 か月前までに武雄市に申し出てください。

### (2) 使用料

使用料は厨房部分のみを対象とし、武雄市行政財産使用料条例に基づき算出した額とします。なお、使用料は武雄市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入してください。

また、営業を開始するにあたり、備品の搬入など現場の事前準備に必要な期間については、使用料を免除します。

### (3) その他の必要経費等

出店に伴う厨房内の工事（給排水、内装工事等）、営業に使用するため使用者が用意した機器等の搬入設置にかかる費用、許可期間満了後の機器等の撤去に係る費用及びその他営業に関する申請費用等は事業者負担とします。

経費区分については仕様書に記載のとおりとします。なお、施設の共益費を指定管理者と協議の上、支払うものとします。

## 6 事業者の選定方法

本募集要項第 7 項に掲げる必要な資格を満たした応募事業者によるプロポーザルにて計画提案を受付け、選定委員会にて決定します。

## 7 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすこととします。

- (1) 食事及び喫茶等を提供する店舗等の経営実績が 1 年以上あること。
- (2) 飲食業の場合は、保健所の営業許可を受けていること。また、過去 3 年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(4) 武雄市暴力団排除条例第 2 第 1 号から同条第 4 号までに規定する者でないこと。  
(佐賀県暴力団排除条例第 2 条第 2 号から同条第 4 号に該当するものでないこと。)

(5) 租税を完納し、滞納がないこと。

※ここで規定する「者」は、法人、法人以外の団体、個人の全てに適用されます。

## 8 応募手続き

※公募に関する資料・様式は、武雄市こども教育部文化課で受け取るか、武雄市役所ホームページからダウンロードしてください。

### (1) 提出書類

- ア 出店に係る申請書類（【様式第 1 号】から【様式第 7 号】までの各 1 部）
- イ 印鑑証明書（原本 1 部、発行日から 3 か月以内のもの）
- ウ 納税証明書（原本 1 部、発行日から 3 か月以内のもの。直近 2 年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書）
- エ 登記事項証明書（謄本）（原本 1 部、発行日から 3 か月以内のもの）
- オ 財務諸表（以下の写し 1 部、直近 1 年分）
  - (7) 貸借対照表
  - (1) 損益計算書もしくは(7) (1)に準ずる書類

(2) 提出期間 平成 29 年 6 月 14 日（水）から平成 29 年 6 月 20 日（火）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

## 9 現場説明会

(1) 開催日時 平成 29 年 6 月 5 日（月）午後 1 時 30 分

(2) 開催場所 武雄市こども図書館

※説明会において平面図等をお渡しします。

## 10 質問書の受付

本募集に関する質問がある場合は、次により質問書を提出してください。なお、質問書提出以外での質問は受け付けません。

(1) 提出書類 質問書【様式第 8 号】

(2) 提出期限 平成 29 年 6 月 7 日（水）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法 持参、郵送、FAX（持参以外は、到着確認をすること。）

(4) 提出先 武雄市こども教育部文化課 武雄市武雄町大字武雄 5538 番地 - 1

## 11 質問書に対する回答

質問書に対しては、まとめて平成 29 年 6 月 12 日（月）に武雄市ホームページ上で回答します。

## 12 プロポーザル

平成 29 年 6 月 22 日（木）予定（別途連絡します）

本選定の結果は、決定事業者に通知するとともに、武雄市ホームページ上にも掲載します。平成 29 年 6 月 23 日（金）予定

### 13 行政財産使用の申請

本選定にて決定事業者となった者は、本施設の使用許可を申請する権利を取得し、所定の手続きを経て武雄市教育委員会から行政財産使用許可を受けるものとします。なお、決定事業者との協議が整わない場合は、次順位の者に対し、同様に手続きを進めます。

### 14 その他

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本審査以外に使用しません。
- (3) 応募にかかる経費は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は無効とします。

### 15 問合せ先及び提出先

〒843-0022 武雄市武雄町大字武雄 5538 番地 1

武雄市 こども教育部

文化課 こども図書館推進室

TEL : 0954-23-9181

FAX : 0954-23-5167

E-mail: bunka@city.takeo.lg.jp